

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年12月3日
照会部署名 広島事務センター 厚生年金グループ
照会担当者 (役職名) 管理・厚生年金G長 笹岡 猛
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

業務実施部署の長の確認 太田

(受付番号)

ブロック本部受付番号 No. 2010—35	本部受付番号 No. 2011—19
------------------------	--------------------

※ 受付番号は、ブロック本部及び品質管理担当部署において記入します。

(案件)

遡及時の月額変更について

(照会に係る諸規定等の名称、条文番号)

(例)
業務処理要領【マニュアル】厚生年金適用IV-1 被保険者報酬月額変更届
厚生年金保険法第23条

(内容)

疑義照会 2010-127、2010-382、2010-440 などにて遡及時の月額変更届についての回答がありますが下記のような遡及して賃金見直しが行われた場合の月額変更届の起算月についてご教授ください。

具体的な事例として一般の従業員で平成22年1月より報酬を月28万円から月8万円とした。1月を起算月として平成22年4月改定の月額変更届が提出されたが勤務実態として一日の勤務時間7時間、一ヶ月21日勤務の方で社会保険の適用条件は満たしていたが最低賃金を満たされていない方だったため、労働基準監督署へ最低賃金についての確認を促した。

結果、最低賃金を満たしていなかったため賃金の見直しを行い1月から12万7千円にするということとなった。(賃金台帳上では後日、未払い金として差額分を計上するかたちとした)

この場合、下記①②のどちらの取り扱いとすべきかご教授ください。

- ① 平成22年1月時点では報酬を月8万円しか支払っていなかったため実際に報酬差額分(未払い金)を支払った月を起算月として月額変更とする。
- ② 平成22年1月分から降級はしていたが最低賃金の関係により後日報酬見直しを行ったので平成22年1月を起算月として月12万7千円で月額変更とする。

なお、今回の場合は最低賃金を確認のうえ賃金の見直しを事業所が行いましたが最低賃金に抵触する状態のまま月額変更が再度提出された場合、社会保険の加入条件は満たしているけれど最低賃金に抵触するということが最低賃金に抵触する状態になった時点で社会保険の資格喪失をさせるべきか、指導を行ったということでもそのまま月額変更届を受けても良いのかについてもご教授ください。

(ブロック本部回答)

月額変更届による随時改定を行なう場合の算定月額の算定にあたっては、原則昇給月又は降給月以後に継続した三ヶ月間に受けた報酬をその計算の基礎とするが、上記の事例によれば、降給により受ける報酬について、使用者が本来最低限支払うべき賃金を下回っていたものが労働基準監督署の指導により平成22年1月時点に遡って見直しが行なわれたことから、平成22年1月からの報酬月額が訂正されたとみることができる。したがって、平成22年1月を起算月として12万7千円の標準報酬月額で月額変更とする②の取扱とすべきであると思料する。しかしながら、最低賃金違反が見直された場合の報酬の取扱いについて、通知・疑義照会等で明確に示されたものはないため本部へ確認したい。

なお、被保険者資格については、適用事業所に常時使用される者であるかどうかによりその存否は判断されるものであり、最低賃金に抵触することのみを理由として資格喪失の問題は生じない。

届出が社会保険諸法令以外の法令に違反している可能性があるときとめられる場合は、関係機関へ照会のうえ提出するよう説明し、適正な届書の提出を粘り強く求め、場合によっては関係機関に対して通報するなどの対応を図るな

ど、適正な届書の提出の受理に努める必要があると思料する。
(参考：2010-960法令違反の疑いがある事業所の適用（任意）可否及び認可基準について)

回答日（又は本部への照会日） 平成 22 年 12 月 27 日
回答部署名 中国ブロック本部適用支援部厚生年金適用支援グループ
回答作成者 マニュアルインストラクター（グループ長）細美 辰雄
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

所属部署の長の確認

三戸

(本部回答)

平成19年12月11日事務連絡「賞与が分割支給された場合における賞与支払届等の取扱いについて」において「超過勤務手当が、労働基準監督署の是正勧告により、遡及して支払われることになった場合」「給与計算ミスにより、給与等の支給額が遡及して訂正され、必要な差額支給が行われた場合」には「各月それぞれの支給額を確認してうえで、算定基礎届等の訂正が必要」と回答している。したがって本件においても最低賃金法に違反する賃金ではなく修正後の賃金により報酬の届出を行うことが妥当であり、②による取り扱いとなる。

また最低賃金を下回る賃金による月額変更届については誤った報酬による届出になるため、そのままその届出を受理することはできない。

なお被保険者資格についてはブロック本部回答のとおりとなる。

回答日 平成 23 年 2 月 4 日
回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導グループ
回答作成者 (役職名) 小玉 幸夫
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認

(軽微なものについてはグループ長)

坂東